各 位

株式会社IHI

代表取締役社長 釜 和明

(コード番号: 7013)

問合せ先:広報室長

氏 名 竹園 良雄

(電話:03-6204-7030)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社の過年度決算訂正については、平成19年12月12日付で発表した「業績予想の修正および過年度決算の訂正に関する調査結果ならびに当社の対応方針のご報告」において公表したとおりであり、平成19年12月27日付で関東財務局に対し「第190期(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)半期報告書の訂正報告書」および「第190期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書」を提出し、その旨を公表しております。

また、上記の訂正前半期報告書を参照書類とする発行開示書類に基づき、平成 19 年 1 月 ないし 2 月に募集株式を発行し、平成 19 年 6 月に社債を発行しました。

これらに関し、本日、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、15億9、457万9、999円の課徴金納付命令を発出すべきである旨金融庁へ勧告がなされましたので、お知らせ致します。

当社は、本年2月25日付で札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の各証券取引所に対して「改善報告書」を提出し、現在、「改善報告書」に沿って、モニタリング機能の強化、必須情報を適時に把握するプロセス機能の強化等に努めるとともに、組織風土改革の推進及びコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社は、この度、証券取引等監視委員会より金融庁へ勧告がなされたことを真摯に受け 止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予 定です。

当社は、今後二度と同様な問題を起こさぬように、引き続き上記改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの皆様に大変なご心配をおかけ致しましたことに改めて深くお 詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますよう何卒お願い申し上げ ます。

ご参考・証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2008/2008/20080619.htm]